

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市介護保険条例の一部を
改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市介護
保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定
により報告し、承認を求める。

平成27年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処
分したので、報告し、承認を求めるため

専決第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年5月8日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市介護保険条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

海老名市介護保険条例の一部を改正する条例

海老名市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、15,804円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。